

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 四国(高知)厚生年金 事案 1072

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月25日から同年4月1日まで

私は、B事業所(現在は、C事業所)D部署からのE職としてA事業所において、平成4年3月31日まで継続して勤務したと記憶しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「D部署からの派遣で勤務していたE職の勤務期間は、通常月末までであった。」と回答しているところ、申立人と同様に、B事業所のD部署から派遣されて同事業所において勤務したとする複数のE職は、「私の派遣期間は月末までであった。」と供述している上、F支局G事務所から提出されたH台帳によると、申立人は、同事業所において平成2年7月17日から4年3月31日までI職として登録されていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同事業所に在籍していたことが認められる。

また、A事業所は、「当時の厚生年金保険料については、I職としての登録が平成4年3月31日までであれば、申立人に係る申立期間の保険料は控除したと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成4年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失年月日は平成4年3月25日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（徳島）厚生年金 事案 1073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 1 月まで

私は、申立期間について、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社から提出された給与額等が記載された名簿によると、申立人の氏名が記載された行の厚生年金保険の欄は「0」と記載されており、厚生年金保険料の控除について確認できない上、同社は、「申立人は、パート勤務だったので社会保険には加入していない。厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 12 人に文書等による照会を行った結果、そのうち 3 人から回答が得られたが、申立人を記憶しておらず、同社における厚生年金保険の取扱いについて具体的な供述は得られない。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間について、健康保険の被扶養者であったことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間の前後の記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。